対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	高知県高知市 旭町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、井口町、石立町、越前町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大川筋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、追手筋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大原町、小津町、帯屋町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上町一丁目から五丁目まで、小石木町（次の図面に示す部分に限る。）、桜馬場（次の図面に示す部分に限る。）、三ノ丸、城北町、城山町（次の図面に示す部分に限る。）、新屋敷一丁目及び二丁目、大膳町、玉水町、天神町（次の図面に示す部分に限る。）、鷹匠町一丁目及び二丁目、唐人町（次の図面に示す部分に限る。）、通町、中須賀町（次の図面に示す部分に限る。）、東石立町、東城山町（次の図面に示す部分に限る。）、西町、本丁筋一丁目から五丁目まで、升形、丸ノ内一丁目及び二丁目、南河ノ瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、宮前町、山手町（次の図面に示す部分に限る。）並びに山ノ端町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び高知県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に接する道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○外務省告示第三百十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年九月二十九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年十月十四日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年九月二十九日
発行年月日　令和七年八月二十五日
旅券番号　ＴＭ一〇九七七八三

○農林水産省告示第千五百六十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年十月十四日

農林水産大臣　簗　和生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 三　（略） 第四～第八　（略）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 三　（略） 第四～第八　（略）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	30,300
（略）	（略）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	27,300
（略）	（略）

○農林水産省告示第千五百六十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百三十八号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月十四日

農林水産大臣　簗　和生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日